

支払い漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（令和2年度）

エヌエヌ生命保険株式会社(代表取締役社長:フランク・エイシンク、本社:東京都渋谷区)は、令和2年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ*1・請求案内漏れ*2等)が判明し令和2年度に追加的な支払を行った事案につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- *1 支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案
- *2 請求案内漏れ: 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにもかかわらず、通常の検証作業(原則として当初の支払から一ヶ月以内)で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

	令和2年度 合計	当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの (内部発見)	お客様からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの (外部発見)
件数 〔単位:件〕	1	0	1
金額 〔単位:百万円〕	13.26	0.00	13.26

〔 上記のほか、令和2年度には、令和元年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を3件・0.25百万円実施しています。 〕

[令和2年度に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※1 外部発見1件・13.26百万円につきましては、お客様からのお申出に基づき確認の結果、保険金、給付金、年金等を過少にお支払いしていた事案が判明し、追加的なお支払いを行ったものです。

[令和元年度以前に保険金等をお支払いした事案に関して、支払い漏れ等が判明したもの]

- ※2 内部発見3件・0.25百万円につきましては、保険金・給付金・年金等について当初の支払後に実施する事後検証等により、当社が自ら支払漏れ等を把握し、結果追加でのお支払いを行ったものです。

以上